

令和元年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月8日	8月20日	<p>埋め立てゴミの収集等 埋め立てゴミが、産廃として残された。同じようなゴミは、前回、前々回は、持って行ってくれた。 収集担当者によって違うってことですか？ 指定ゴミ袋買って、その袋に収まるように捨てているのだから、出したゴミは、持って行ってくれるようにできませんか？それに、自治会のゴミ当番だと、残された物は、次回まで預り、次回持って行ってもらえなかったら、人のゴミでも、自力でなんとかしなければならぬんですか？</p>	<p>日頃らごみの分別排出にご協力いただき感謝申し上げますとともに、貴方様が排出されたごみを収集した回もあれば、残された回もあり、市の収集に異なる対応がございましたことについて、お詫び申し上げます。</p> <p>今回の埋め立てごみとして残されたごみは、どのようなものだったのでしょうか。前回、前々回が間違っていたということではなく、市の収集職員によって違うということはあってはならないことなので、職員への指導は改めて行いたいと考えています。</p> <p>沼津市では、日常生活から排出されるごみの分別収集を行っており、ごみの適正処理に努めておりますが、携帯電話、耐火金庫、廃油(灯油、ガソリン、オイルなどの鉱物油)、特殊薬品(毒薬、農薬等)とその容器、農業用ビニール・シート類、未使用の消火器、LPGボンベ、建築廃材等などの一部の処理困難なものや、産業廃棄物にあたるものにつきましては、排出者による処理として取扱店や廃棄物処理業者へ処理を依頼していただくようお願いしております。これらの処理にあたりましては、排出される方に処理費用の負担が生じる場合があります、大変心苦しいのですが、ご理解賜りますようお願いしております。</p> <p>地域のごみ当番については、その地区ごとでのやり方があるかと思いますが、特に働いている方にとってはご負担をかけているところですが、皆様方により適正なごみ出しがされており、適正な処理を行うために是非ご理解とご協力をお願いいたします。</p>	クリーンセンター管理課

平成31年4月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
4月23日	5月20日	<p>外国人に対するゴミの出し方便利帳 技能実習生や新しく特定技能も始まり、在留外国人の方が増えています。 法務省が平成30年6月に開示した、国別比率では、1位中国2位韓国3位ベトナム4位フィリピンとなっていました。 しかし沼津市のゴミの出し方便利帳は、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語しか対応していません。 沼津市でも、韓国、ベトナム、フィリピンの対応が必要ではないでしょうか？ 特にベトナムの方は、技能実習生が多く、他の国の方にくらべると日本語理解が弱いようです。 近隣でも、ゴミの出し方のトラブルが多いようです。 早急な対応が必要と思います。</p>	<p>ごみの出し方便利帳の外国人用につきましては、現在、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語に加え、韓国語にも対応しております。〇〇様のご指摘とおり、沼津市においてもここ数年、特にベトナムの方が増加しております。ごみの出し方のトラブルをなくすためにも、まずは、増加しているベトナム出身の方への対応として、今年度はごみの出し方便利帳のベトナム語翻訳を行う予定です。また、フィリピン出身の方への対応につきましては、翻訳を視野に入れて対応を検討してまいります。</p>	クリーンセンター管理課

平成31年3月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
3月22日	4月8日	<p>環境美化指導員報酬の見直し(増額)</p> <p>○提言要旨 環境美化指導員の報酬につき、実働に見合った報酬となるよう見直し(増額)ご検討をお願い致します。</p> <p>○提言事由(現状の問題) 環境美化指導員(以下指導員)は「沼津市環境美化指導員要綱」2条によって各自治会で原則1名が選任され、年額6千円の報酬にて活動しています。 基本の活動内容は「環境美化指導員ガイドブック」1頁の下端(別添資料①)に記載された4頁目とされていますが、下香貫地区の指導員の活動としては別添資料②の通り全指導員に対して年6回の会議への出席、少なくとも5回以上各種行事参加、毎月第三日曜日のゴミ拾い(年12回)、及び不定期開催の海岸清掃活動への参加を要請されております。「環境美化指導員ハンドブック2頁」にある「市役所より委嘱された地方公務員法に規定の非常勤職員」かつ「地域の環境美化推進のリーダー役」である以上これらの活動については全て参加するものと認識しておりますが、これだけの活動を行っているにも関わらず指導員の報酬は年額6千円であり、月額に換算すると500円にしかありません。仮に静岡県最低賃金1時間当たり858円と比較した場合、月額500円分で活動出来る時間は約35分程度であり、この程度の時間では自らの町内全域のごみ調査や啓発・清掃活動を十分に行う事は不可能です。</p> <p>○改善案(提言者個人の案として) 現在私は〇〇自治会区域内で活動していますが、町内1/3の範囲の調査に約30分、町内全域の調査には約85分を要しております。その他各種会議や行事への参加時間も加味しますと、月間100分程度の活動に見合う報酬(静岡県最低時給を参考の場合月額1430円、年額17160円程度)が相当と考えます。但し、市内には私を含めて約300名の指導員のみなさんが活動されておりますので、それぞれの活動範囲、活動内容及び地域特性を考慮した合理的な算定方法により報酬の見直しを行っていただければ指導員の励みにもなります。何卒ご検討いただきたくお願い申し上げます。 以上</p>	<p>〇〇様の環境美化指導員としての熱心なご活動について、大変感謝しております。 ご指摘のとおり、環境美化指導員は「沼津市まちをきれいにする条例」及び「沼津市環境美化指導員要綱」の規定により市長より委嘱され、各地域の環境美化推進のリーダー役として日々活動を行っていただいております。 環境美化指導員は、地域の実情を熟知する住民の代表の方が、自らの住む地域がポイ捨てのない良好な生活環境となるよう、住んでいる皆さんの力で地域の美化につなげていくことをねらいとしています。報酬につきましては、謝礼的な要素が大きいものと考えており、普段の生活の中で無理の無い範囲での活動をお願いしていることから、慎重に対応したいと考えております。今後とも環境美化指導員の活動につきましてご理解、ご協力のほどよろしくごお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課

平成31年2月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月4日	2月19日	沼津市指定のゴミ袋 沼津市指定のゴミ袋がとても薄く、破れやすく不便です。改善をご検討ください。	沼津市指定袋について当市では認定基準を設けており、事業者からの申請により材質や透明度、引張強度等の所定項目の確認を行った上で認定番号を付し、販売用又はレジ袋用の指定袋として認定しており、販売される指定袋の厚さは容量に関係なく0.015mm以上と定めております。現在、ほとんどの市内店舗で販売されている指定袋の厚さは0.015mmとなっております。 環境負荷の少ないゴミ袋の技術開発が進む中、現在の沼津市指定袋の厚さの規格については、他市の指定袋の規格を参考にしつつ、原材料の使用抑制による温室効果ガス削減に効果的なことや低コストによる市民負担の軽減などの理由により定めております。 なお、エース沼津店(大塚)、カインズ沼津店(桃里)、エンチャーハードストック沼津店(松長)、西友松長店(松長)では、厚さが0.025mm等の厚口指定袋も販売されておりますので、ご活用ください。	ごみ対策推進課
2月12日	2月28日	カラス対策 カラスのゴミあさりにこまっています。 ネットを引張り生ゴミを散ちらしています。 カラスの数を減らす対策をしていますか。 私が東京目黒区で見聞したことを書きます。 目黒区のバイパス陸橋などの橋桁のすき間などにカラスがハリガネハンガーで巣を作り卵を産んでいます。 役所が高所作業で巣を落とし卵を割っていました。 市ではどのような対策をしているのでしょうか？ お知らせ下さい。	本市のカラス対策についてですが、山間部において農作物被害の削減を目的とした捕獲及び銃による追払いを実施しております。 数を減らす対策としては、捕獲による個体数の管理が考えられますが、市街地(ゴミ捨て場付近)につきましては、捕獲の実施が困難なことから「市民の方からご連絡をいただいですぐに現場に赴く。」という、事後的な対応が主になっております。 カラス被害に関するご意見が毎年寄せられることから、色々な勉強会への出席、専門家や研究センターへの照会等により情報収集に努めているところですが、各機関においても有効な対策が確立されていないのが現状です。 今後も継続して情報の収集・共有に努め、有効と認められる対策を講じていきたいと考えております。 なお、ごみ集積場所をきれいで清潔に使っていただくため、市ではごみ集積場所を整備する自治会に対し補助を行っております。最近、折りたためるタイプのごみかごがカラスやごみの飛散に効果があったという声が聞かれ、多くの自治会がこのかごを導入しています。 今後も自治会等はこの補助制度を利用していただき、ごみ集積場所の整備を一層進め、環境美化の推進につながればと考えております。 また、市民一人一人がごみの適正分別・適正排出を行っていただくことが何よりカラスの餌にならないための得策だと考えております。 ごみの出し方の基本三原則「1.決められた日に 2.決められた場所へ 3.決められたものを」を守っていただきますよう今後とも啓発活動に取り組んでまいります。	農林農地課

平成30年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
12月13日	12月28日	<p>ゴミ 転勤族で、今まで日本三箇所で生活し、現在は沼津で生活しています。 沼津のゴミ回収に関し、疑問と不安があります。 ペットボトル等日常で頻りに購入するものが月1とは、全国的にも、静岡東部近辺市町村と比較しても、あまりにも回収する頻度が低すぎます。 三島、長泉、熱海は月に2回清水町は毎週(当方調べ)です。 子供が複数いる家庭では、月1回の回収では、とてもじゃないけど追いつきません。今まで転勤した中で、一番居住環境が悪いです。高架がどうの議論がありますが、まず、市民の環境の向上に力を入れて下さい。 この回収率では、ステーションにゴミを持っていけないお年寄り、子育て世代は本当に困ります。結局他市に人口が流れ、市税の流出にも繋がるのではないのでしょうか。私の認識では、住みにくい町、沼津です。 家の中に溜まったペットボトルの袋を見ると、高架の先にもやる事あるやろー！ツツコミ入れる自分がいます。早急の改善を要求します。 ちなみに横浜、北九州は、毎週ビン、カンペットボトルの回収日がありました。</p>	<p>現在、家庭から出されるごみのうち、燃やすごみの日は週2回、プラスチック製容器包装の日は週1回、缶類・ペットボトルなどの資源回収の日と埋め立てごみの日が月1回の収集としています。 燃やすごみはごみの種類の中で一番に多いごみで、生ごみ等を放置すれば悪臭や衛生上問題が発生するため、他のごみに比べ、すみやかに収集したいと考えています。 次に、リサイクル率を上げるため、日々の食品や雑貨品に使用されているプラスチック製容器包装は重量は少ないものの、使用用途やその性質上嵩が多くなるのが特徴で週1回の収集は欠かせないと考えています。 これに対し、資源や埋め立てごみは、燃やすごみに比べ量が少なく、腐らず保管できるため、月1回の収集をしております。特に缶類とペットボトルは回収袋を、乾電池は缶を排出・収集しやすいよう、収集日の前日に配付しており、他のごみより手間をかけた回収に取り組んでおります。 沼津市では平成11年度からペットボトルの月1回の資源回収と「プラスチックごみ(現在の容器包装)」の週1回収を始め、リサイクルの向上に取り組まれました。ごみの種類と量や性質から市民の皆様の生活に影響が出ないよう経費や効率的な収集を考慮し、回収回数を決めておりますことをどうぞご理解ください。 ごみの収集は市町村により、それぞれ異なり、ペットボトルを月2回以上収集している市町村でも、沼津市が埋立ごみとして回収しているものが自己搬入や有料であったり、リサイクルしているプラスチック製容器包装が燃やすごみとして扱われているなど、それぞれの市町村の状況に応じて取り扱われています。 ペットボトルのステーション回収をただちに月2回に増やすことは、市民の皆様の混乱、ステーションを管理していただいております各自治会の方に新たな負担がかかることにもなります。 沼津市のペットボトル回収量は減少傾向にあり、最近の海洋汚染の問題もあるなど、今後の動向を見ながら、市民の皆様の負担をできるだけ軽減し、かつ利便に供せるよう、ごみの収集に努めてまいります。 市では簡易包装の推進、買物袋の推奨、食品ロスの削減、資源化物の店頭回収等、積極的にごみの減量、リサイクル推進に取り組んでいる販売店、飲食店、宿泊施設を「すまいるしよっぶ」(沼津市ごみ減量・資源化推進協力事業所)として認定し、市民の皆様に紹介しております。その認定事業所のうち、ペットボトルと空き缶両方の資源化物回収を実施している事業所(イトーヨーカ堂沼津店、オギノ沼津インター店、キミサワグラッセ香貴店、ピアゴ香貴店、ポテトマミー西沢田店、マックスバリュ沼津南店・原町西店・沼津沼北店・沼津カクラパーク各店)などもあります。今後も円滑なごみ収集に努めてまいりますので、ご協力の程よろしくお願いたします。</p>	<p>クリーンセンター 収集課</p>

平成30年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月21日	12月5日	<p>アニメや映画の聖地巡礼のマナー 沼津市が舞台のアニメ作品ラブライブサンシャインに登場する歌手ユニットAqoursの今年の紅白出場おめでとうございます。この作品に限らずファンがアニメや映画作品の舞台を探検する聖地巡礼が人気になっています。しかしながらゴミのポイ捨てなど聖地巡礼のマナーが守れていない人がいるのではないかと思います。そこで提案ですが「街をきれいに」など聖地巡礼のマナーを沼津市職員や沼津市にゆかりがあるタレントが呼びかけるビデオを作成してテレビやネットでオンエアするなど聖地巡礼のマナーを呼びかけたらどうでしょうか？ よろしくお願ひします。</p>	<p>本市を舞台とした作品「ラブライブ！サンシャイン!!」の放送開始以来、多くの皆様に沼津市を訪れていただき、大変うれしく思っております。</p> <p>本市では、市の美観を保全し、良好な生活環境を確保するため、「沼津市まちをきれいにする条例」を定め、市民だけでなく、旅行や買い物のために沼津市を訪れる方にも、公共の場所においてごみをみだりに捨てる行為を禁止しております。そして、市内の各地域から推薦された方を環境美化指導員に委嘱して、ポイ捨て防止や環境美化推進の啓発活動を行うとともに、ポイ捨てが多くみられる場所には啓発看板の設置等を行っているところであります。</p> <p>作品の舞台となった場所を訪れた方が、ごみのポイ捨てをしているとの苦情は特に寄せられていないため、訪問時のマナーを呼びかけるビデオの作成は予定しておりませんが、多くの皆さんが目にする、作品の公式ホームページ上で、本市観光においてマナーを守っていただけるよう呼びかけにご協力をいただいております。</p> <p>いただいたご意見を参考に、本市を訪れる皆様にきれいな街をご覧いただけるよう、今後もポイ捨て防止や環境美化に努めてまいります。</p>	ごみ対策推進課

平成30年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月20日	7月30日	<p>千本浜海岸のゴミ 初めてお手紙します、私は沼津、伊豆半島の海に憧れ、魅せられて引っ越してきたものです。ですが実際に住んでみて、海に出てみるとどこも海はゴミだらけでびっくりです。 時間があるときに常にゴミ袋を持ってゴミ拾いしてきましたが、私達夫婦では取りきれないほどのゴミだらけです、市長、沼津、伊豆半島は海的美しさ、魚貝の旨さで観光客がたくさん来ていますが、これでは、がっかりして帰って行きます、魅力半減です。市で海のゴミを処理する事を切に希望します、そして人口がどんどん減り過疎化するこの街を綺麗にして、私達のようにこの街に、綺麗な海に憧れて引っ越してくる人達が増えることを願います、沼津の千本浜、御用邸前、口野から始まる伊豆半島の海は取りきれないほどゴミがあります、この海の景観は世界に誇れるものなのに、本当に残念です。市長の力で美しい世界に誇れるゴミの無い海にしてください、これからの活動も期待しております。 沼津の綺麗な海が好きに住民より。</p>	<p>変化に富み美しく長い本市の海岸は、海水浴をはじめ様々なマリレジャー等に活用されている本市の宝であり、取りきれないほどのゴミが押し寄せています。 本市が管理している沼津市内の海岸は内浦・西浦漁港海岸と、井田漁港海岸でございます。また、千本浜海岸や島郷海岸、静浦漁港海岸など国や県それぞれが管理している海岸もございます。 本市の海岸美化に関する取組としては、市管理海岸の職員による直営清掃のほか、県管理海岸についてもシルバー人材センターによる委託清掃を行っており、また、地元自治会や各種団体にもご協力をいただき、年間延べ15,000人を超える方々に海岸清掃に取り組んでいただいておりますが、流木をはじめとする海岸ごみの特殊性から、処分にも多大な費用が発生してしまう状況であり、美しい海岸を維持することに大変苦慮しているところであります。 これまでに静岡県にもたびたび海岸清掃を要望してきておりますが、県も数年に一度の重機による大規模な清掃の頻度を増やすことは難しいとの回答を得ています。 市としては、これからも少しでも海岸美化につとめるために、上記の活動を続けるほか、静岡県にも引き続き要望してまいります。 〇〇さまにおかれましては、今後とも本市の海岸美化にご理解ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>	水産海浜課
7月27日	8月20日	<p>屋外も受動喫煙への配慮が必要 (以下、株式会社トルネックス資料よりコピペ この製品の購入を要求するモノでは有りません。) 2010年5月に発表された厚生労働省の「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会報告書」において、「建物内を全面禁煙にする事業場については、屋外に喫煙所等を設置することが考えられるが、その場合には、たばこ煙が屋内に流入しないことや付近を通る労働者がたばこ煙にばく露しないよう配慮することが必要である。」と記載されています。室内の分煙対策で喫煙室を作ることには定着していますが、今後は屋外の喫煙所でも周囲に煙が拡散しないような配慮が重要です。 沼津駅南口、イーラdeの近くの公衆トイレ隣に設置された喫煙所等、充分過ぎるほど受動喫煙するのですが、屋外設置型喫煙ブース検討して頂けません？まあ、破壊されるリスクは無きにしもあらずですが…。 現状的には、全然、非喫煙者に対する配慮に欠けて居る。と言う印象ですが…。</p>	<p>本市では、路上喫煙を防止し、清潔で快適な空間の保全を図るために、昨年10月1日に「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を施行しました。 条例では、市内の道路、公園、河川、海岸など公共の屋外空間において、市民や市を訪れる人の身体または財産上の被害を防止するため、路上喫煙をしないよう努力義務を課すとともに、沼津駅周辺に重点規制区域を設け、指定喫煙場所を除き、路上喫煙を禁止しています。 重点規制区域内の指定喫煙場所である沼津駅南口喫煙所の整備にあたりましては、従来の喫煙場所の南側、東側をパネルで覆うことで景観に配慮し、外部からも喫煙の様子が見えないように、整備を行ったところであります。 まず、沼津駅周辺の重点規制区域において、指定喫煙場所以外での路上喫煙の禁止が徹底されるよう啓発活動やパトロールを継続するとともに、今後、指定喫煙場所につきましては、国等の受動喫煙対策の動向を注視しつつ、適切に整備を進めてまいります。</p>	ごみ対策推進課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月30日	8月10日	<p>交通事故の猫の引き取り対応</p> <p>7月19日 午後5時頃沼津市内火葬場の下の道路を清水町に向け走っていたところ 交通事故で引かれた猫が横たわっていました。</p> <p>通り過ぎ また引かれるのも忍びないため 戻り近隣の会社にお願ひし箱と袋を分けて頂き回収しました。回収後5時半を既に回っていたのですが クリーンセンターが近いのでこちらへ向かい引き取りを依頼したところ 快く引き取って頂きました、本当にありがとうございます。担当部署の方にお礼をお伝えください、良しくお願ひ致します。</p>	<p>この度は職員の対応について、お褒めの言葉をいただきありがとうございます。</p> <p>また、ひかれてしまった猫のことを思い、丁寧にクリーンセンター収集課まで届けてくださり改めて御礼申し上げます。</p> <p>道路上の飼い主のいない猫の死体につきましては、クリーンセンター収集課にご連絡いただければ現地に行き回収いたしますので今後も同様の件がありましたらご連絡いただければと思います。</p> <p>今後も市民の皆さまに気持ちよく市役所をご利用いただけるよう丁寧な対応を心がけて参ります。</p>	クリーンセンター 収集課

平成30年4月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
4月16日	5月2日	<p>沼津市ホームページでの説明不足について</p> <p>『エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機』の説明欄には、「適切にリサイクルのため以下のいずれかの方法による処理をお願いします。」と在り、三点の方法と説明が表記され、【方法1】の説明には「収集運搬許可業者にリサイクル料金の納入代行及び指定引取場所への持込みを依頼する。」「処理費用 = リサイクル料金 + 収集運搬料金(業者により異なります)」と表記して在りますが、一市民としても知りたい『収集運搬許可業者』に関する肝心要の説明が完全に抜け落ちてます。</p>	<p>ご指摘いただきました、沼津市ホームページの「ごみ・リサイクル広場」に掲載しております「エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機」につきまして、これらの家電4品目を「廃棄のみしたい場合」に掲載しております「収集運搬許可業者」に関する説明が不足しておりましたことについてお詫び申し上げます。</p> <p>この度のご指摘を踏まえ、収集運搬許可業者に関する説明の見直しをさせていただきました。</p> <p>今後も沼津市ホームページが市民の皆様によりわかりやすいページとなるよう努めてまいりますので、引き続きご協力をお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課

平成30年2月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
2月5日	2月15日	<p>ごみの出し方便利帳について</p> <p>ずっと沼津に住んでいるので、ごみの分別は苦になりませんが、ごみの出し方便利帳をもっとわかりやすくしてほしい。</p> <p>「品目別サポート編」の掲載品目が少ないと思います。沼津に住んでいる人はもちろん、他から引っ越してきた人は、もっと困ると思います。</p> <p>長泉町のごみ分別表は、品目がいっぱい載っていました。赤札が減るよう、市としても市民へわかりやすく使いやすい「便利帳」にして下さい。</p> <p>そして、新しいものを各家庭に配布して下さい。</p>	<p>ご指摘いただいた「ごみの出し方便利帳」には、現在、市民の皆様からのお問い合わせが多いもの、また、他市の便利帳掲載事例を参考に約500品目程を掲載しています。ご案内いただいた長泉町の「ごみの出し方便利帳」は、50音品目リストの充実した内容、特に、別途まとめられている「雑紙」の50音順品目掲載等、大変参考になるものでございました。早速、次年度の冊子作成に取り入れていきたいと考えております。</p> <p>また、各家庭への最新版の配布につきましては、昨年、各地区を巡回しました「市長と語る会」開催の際にブースを設け、ごみ減量等の啓発チラシとともに配布したほか、各自治会等で行うごみ分別説明会やフリーマーケットフェスティバル等のイベントの際にお配りしています。また、昨年9月からは、新たな取り組みとしてスマホやタブレット端末を活用したアプリを導入し「沼津市ごみ分別アプリ」を無料配信しています。こちらでも「ごみの出し方便利帳」の閲覧が可能なことから、これまでなかなか情報が行き届いていなかった若年層や自治会未加入者、外国人を含む多くの方にご利用いただいております。</p> <p>沼津市のごみの出し方・分別方法を市民の皆様によりわかりやすく情報提供する上で、「ごみの出し方便利帳」の充実を図ることは大変重要と考えております。市民の皆様に大いに活用いただく冊子となりますよう、他市の掲載事例等を参考にしながら今後とも創意工夫に努めてまいります。</p> <p>引き続き、ごみの減量化・資源化にご理解とご協力をお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課

平成29年9月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
9月5日	10月5日	<p>路上喫煙に関する条例について</p> <p>9月4日、沼津駅前を歩いている時に、歩道上に小さな丸い絵で「路上喫煙禁止」と書かれていました。</p> <p>三島市では、かなり前から施行されていたので、沼津市もやっとな規制をすることはいいことだと思います。そんな条例知らなかったの、調べてみたら施行は10月1日だということですね。驚きました。</p> <p>あと1ヶ月なのに、しっかり広報をしているのでしょうか。少なくとも喫煙者の身内は知りませんでした。広報ぬまづを読んでいても気がつかないくらい広報不足です。それに、歩道のあんなに小さい絵では気がつきません。あと1ヶ月で駅周辺に看板でも立てる予定ですか。10月1日から施行なのに、すでに歩道に絵を描いているのは紛らわしいです。</p> <p>路上喫煙禁止を本当にしたいなら、もっと徹底した広報と明らかな表示が必要です。市のやる気を全く感じません。がっかりです。施行前に、気合いを入れて検討してください。</p>	<p>「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」の10月1日の施行に向けて、これまで、5月に街頭キャンペーンや8月末に市内全自治会への組回覧の依頼などの啓発を行ってまいりましたが、まだまだ、喫煙者の方で知らない方もいるとのご意見をいただき、より一層の啓発に取り組んでいく必要があると認識いたしました。</p> <p>今後、9月1日号広報ぬまづへの掲載、9月中旬に3回の街頭キャンペーンを行うとともに、10月1日には、大沼沼津市長、沼津プロレスのレスラー、環境美化指導員、職員などで駅南の路上喫煙重点規制区域である仲見世などを「マナー遵守」を訴えながら練り歩く予定です。</p> <p>なお、路上喫煙禁止の路面表示(90カ所)につきましては、施行前一月となったことから、準備作業として整備をしたもので、大きさやデザインについては、歩道のインターロッキングとの調和を考慮して決めたものです。</p> <p>今後も条例の周知・啓発に努めてまいりますので、ご理解をお願いします。</p>	ごみ対策推進課
9月14日	9月30日	<p>沼津インター付近の悪臭について</p> <p>岡宮土地区画整理内に住んでいます。朝と晩、とてつもなく臭いです。昼間は臭くありません。</p> <p>糞尿の臭いというか、獣っぽい臭いというか、これは、いったい何の臭いですか？どこからくる臭いですか？</p> <p>夕方、グルメ街道に食事に行った際もよく臭います。(毎日ではありません。風向きによるのかもしれませんが。)他県から友人を招いて、食事をした際、臭すぎて、とてもびっくりされました。</p> <p>沼津市インター付近で、沼津市の入口(玄関)であるし、グルメ街道という、食事を楽しむ人が多い場所なのに、本当にびっくりする位の臭いです。</p> <p>今朝は、朝から(6時から8時位)とても臭かったです。(子ども達の通学時間です。)</p> <p>原因と、何か対策をされているのか知りたいです。</p>	<p>沼津インター付近には数軒の畜産農家があり、堆肥の切り返しなどの際に強い臭気が発生し、周辺から苦情が寄せられることがあります。</p> <p>過去にいくつかの事業場で臭気測定を実施しましたが、いずれも悪臭防止法の規制基準値以下でした。</p> <p>そこで、市としては、事業者に対し周辺住民や当市を訪れる方々からの御意見・苦情等をお伝えし、堆肥の状態管理の徹底、攪拌作業の際には風向きや時間帯を考慮するなど、周辺の生活環境への配慮を徹底するようお願いしているところです。</p> <p>悪臭苦情が寄せられた場合には、現地調査を実施しておりますので、臭いを感じる際には環境政策課まで御連絡ください。</p>	環境政策課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月25日	11月1日	<p>沼津駅南口前の地下道の異臭について 沼津駅南口前の地下道ですが、少し異臭がします。 雨に濡れる場所でないので、汚れが床壁等について、落ちないのだと思います。 一度、水で綺麗に清掃したほうがいいと思います。よろしくをお願いします</p>	<p>この度は、ご不快な思いをさせてしまい申し訳ありませんでした。 早々、沼津駅南口地下道の状況を確認したところ、アンモニア臭等を確認したため、地下道の清掃を実施している委託業者と打合せをし、9月29日に中性洗剤を使用した清掃を行い、経過を観察することとしました。 今後につきましては、清掃やパトロールの際に異臭を感じた場合には、同様の対応を取ることになりました。</p>	道路管理課

平成29年8月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
8月8日	8月25日	<p>清掃プラントの自己搬入規制について</p> <p>市内転居のため、家の片づけをし、不用品、家庭ごみなどを、清掃プラントに知人の軽トラックに同乗し、自己搬入しました。ところが、清掃プラント受付では、私の身分証明を示しましたが、「自宅のごみは本人、家族が自分で車を運転し搬入しなければ受付できない。知人の車、運転では受付できない」と説明を受けました。</p> <p>また、「このようなことは法律で禁止され、罰金が定められている」「自分で搬入できなければ、廃棄物業者に処理を頼んで下さい」とあるいは「分別、解体して地元のステーションに出して下さい」との説明でした。</p> <p>これについて、「家族は就労や高齢のため家の引っ越し、片づけ、分別排出に十分な対応が出来ない。車は所有しておらず、免許証も持っていない。このため、事情を承知している近所の知人が、片づけの手伝いや自己搬入の手助けをしてくれたものである。知人は一般の市民で、ごみ処理や搬入の業者ではないし、家の片づけやごみの搬入について、金銭の收受などは一切ない。近所や人の助け合いの行為であり、自宅ごみの該当者が同乗しての自己搬入でも受付出来ないのは、なぜ出来ないのか。市民生活の実情をよく理解して、対処してほしい」と再三説明し、お願いをしました。そして、ようやく「今回だけは受付します」と念押しされ、次回からのこのような自己搬入は受付出来ないとの理解を強要されました。</p> <p>その後、手数料を支払いし、受付票を手渡しされる時、受付職員から「次回からは、自己搬入は家族や親せきの人と来てほしい」と言われました。この説明もよくわからなかったので「家族や親せきについては、同居や別居の決まりなどはあるのですか」と質問しましたが、明確な返事はありませんでした。</p> <p>隣近所や知人などの助け合いは大切なことですが、この人のつながりをもとに、沼津では市民と行政が信頼協力をして、全国に先駆けて分別収集をつくりあげてきたことは、市民と役所による自治の取り組みの宝であると思っています。</p> <p>少子高齢社会の現在、地域での人のつながり、協力や助け合いは、市民にとっても、役所にとっても、生活、福祉、教育等々、市民自治、地域自治を進めていく、基礎であるはずで、ゴミの搬入一つからも、これらの問題、課題につながるものがあるはずで、受付対応のあり方の問題としてだけでなく、市民生活の実情に目を向け、市民への理解と信頼を深めるため、市民へ正しい情報の提供や説明、対処ができるよう、役所の組織、仕組みとして、職員の皆様が一体となって取り組んで行かれることを切望いたします。</p> <p>現在、政治の世界では、隠し事、偽り事、欺き事がまかり通っていますが、沼津市役所や職員には、このようなことは、絶対あってはならないことであると願っております。</p>	<p>日頃、廃棄物行政にご協力いただき、ありがとうございます。</p> <p>今回、当施設へのごみ搬入時において、職員の不十分な説明によりご迷惑をおかけし申し訳ありませんでした。</p> <p>ごみの運搬等につきましては、自ら排出したごみを自ら運搬する場合は問題ありません。また、同居や別居に係わらず親族の方については排出者と同様の扱いとなりますが、他人のごみの運搬等をする場合は、廃棄物処理法第7条第1項の規定による廃棄物収集運搬業の許可が必要となります。</p> <p>近年、軽トラックで不用品を回収する等、違法と思われる業者が、他市町のごみや他人のごみを持ち込む状況が月に2～3件見受けられ、ごみの適正な受け入れに苦慮していることから、ごみ処理施設への搬入時には、排出の状況等詳細に確認させていただいておりますことをご理解ください。</p> <p>なお、沼津市には自己搬入やステーションへの排出が困難な高齢者・障害者世帯には、粗大ごみの個別収集のサービスを実施しておりますのでご利用頂ければと思います。</p> <p>今後も廃棄物の適正な処理に向け理解と周知に努めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。</p>	クリーンセンター管理課

平成29年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月5日	8月2日	<p>沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金について</p> <p>本件について、補助の目的として「沼津市は、地球温暖化対策として、低炭素社会や循環型社会の実現に向け、二酸化炭素排出量が増加傾向にある民生家庭部門において、効果的な排出量削減を目指すべく、本補助事業を実施します。」とあります。</p> <p>この度、私は自宅を新築すると同時に太陽光発電機器とリチウムイオン蓄電池を設置いたしました。当初補助金制度は頭にありましたが、自宅新築にあたって日常生活をしながら多忙を極め、住宅メーカーおよび太陽光発電設置業者からもアドバイスはなく、申請を失念しておりました。</p> <p>確かに補助金要綱には「着工前申請」とあります。ただし、補助金の支払いは工事完了後となっています。(工事の代金は全額施主が払ったうえで事後に補助金をもらうこととなっている。)窓口では「自己資金で設置できる人が、あとで小遣いをもらうというものではない」と、補助金の趣旨と異なるとのことで断られました。</p> <p>省エネ設備設置にかかる工事の一連の書類はあるのになぜ設置後審査は受けていただけないのでしょうか。もちろん工事完了後の審査で不適格と判断されれば納得がいくのですが、同じ機器を設置し、公平に市税を支払っている者としては納得がいきません。納得できる回答をお願いいたします。</p>	<p>まずは、来庁された際に不愉快な思いをさせてしまった職員の対応について、お詫び申し上げます。</p> <p>さて、補助金制度は、公益上必要があると認めた特定の事務・事業等を育成・発展させるため、これら事務・事業を実施する方に対し、金銭的給付を行うものです。税金等の貴重な財源を基に支出されることから、「客観的に公益上必要である。」「その内容が目的に適っている。」と認められるものでなければなりません。このため、事業を実施しようとする方は、事前に事業計画書や収支予算書を添えて補助金交付申請書を市に提出し、市ではこの内容を審査した後、補助金の交付・不交付を決定します。申請者は交付の決定を受けた後、事業に着手することとなり、事業実施後は速やかに実績報告書を市に提出し、市はその内容を確認してから補助金の交付を確定し、補助金を交付するという手続きが必要となります。</p> <p>沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助事業は、「低炭素で循環型社会の実現に向け、家庭部門において、効果的な排出量削減を目指す」ことを目的に、「沼津市住宅用新エネ・省エネ機器設置費及び省エネリフォーム費補助金交付要綱」で交付手続き等を定め、適正な補助金交付事務を執行しているところです。</p> <p>今回は、上記の手続きがなされなかったことから、補助金交付の対象外となりますことをご理解ください。</p> <p>今後、「市民の声」を貴重なご意見として、事業の周知に一層努めるとともに、制度につきましても調査・研究して参ります。</p>	環境政策課
7月18日	8月1日	<p>道路交通法とごみステーション用ごみ籠等について</p> <p>先日、自治会の会合でごみステーション用のごみ籠等の費用について話し、各組へのごみ籠等への資金補助が可能か自治会へ確認したところ、それは道路交通法上違反のため、資金援助しないとの回答がありました。とすると、現在のごみステーションは、違反の中で運用していることになるが、その考え方でよろしいのかお伺いしたい。</p> <p>私の個人的な考えですが、そんなことはなく、道路管理者がごみステーションについては認めており、道路交通法上は問題ないのではと思っています。従って、ごみ籠等の費用負担をするかしないかは、各自治会の判断に委ねられているのではと考えるが、その考えでよろしいかお尋ねします。</p>	<p>以下のとおり対応したので報告します。</p> <p>平成29年7月19日(水)市民相談センターから本人へ問合せ内容を確認。</p> <p>平成29年7月20日(木)電話にて、以下のとおり説明。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの集積場所に、ごみの収納かご等を設置する費用に対して補助制度があること ・補助額は設置費の1/2、上限100,000円、1,000円未満切り捨ての金額となること ・補助は予算の範囲内で行うため、予算がなくなると年度内の補助はできないこと ・公道上に設置場合は、協議が必要なため申請前に市に相談すること <p>これに対し、以下の質問があり下記のとおり回答し、了承を得た。</p> <p>Q 申請は自治会長名か。 A 自治会長名で申請願いたい。</p> <p>Q 道路交通法上違法となる場合などは補助が出ないか。 A 公道上(歩道等)に設置する場合は、道路管理者との協議結果を確認した上で、補助の対象とするかを決定する。</p> <p>Q 自治会が各組にごみの施設整備の費用を出している例はあるか。 A 自治会が費用を負担する場合もあるし、集積施設を使用する人達(隣組・班等)がお金を出し合っ て整備をするということもあると聞いているが、各自治会の対応となるため、市では把握していない。</p>	ごみ対策推進課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
7月18日	8月1日	<p>蜂の駆除用防護服の貸出について 蜂を駆除するための防護服はあるのか。なければ、駆除用防護服を市で用意して、市民に貸し出してほしい。</p>	<p>沼津市には現在、蜂駆除用の防護服はございません。 市では20年ほど前まで、蜂の駆除を行っていましたが、蜂の駆除は大変危険が伴うため、ご本人で駆除することは勧めてはならず、スズメバチ等の駆除業者をご紹介します。 仮に、ご自分で駆除される場合、防護服を着ていたとしても、本人はもちろん近隣の方や通行人にも被害が及ぶ可能性があります。 市では業者による、より安全な駆除方法を市民の方には勧めておりますので、現在のところ、蜂駆除用の防護服の貸し出しの予定はございません。ご理解とご協力のほど、よろしく願いいたします。</p> <p>※ 参考 蜂刺傷による全国の死亡者数 (厚生労働省人口動態調査による) 2013年 24人/2014年 14人/2015年 23人</p>	クリーンセンター管理課
7月20日	8月1日	<p>海中清掃について いつも沼津市のために、ありがとうございます。私は沼津市民で、日頃から少しずつですが、海岸清掃をさせていただいています。今回、1つお願いを聞いていただきたくメールいたします。 内浦港と三津海水浴場の間(遊覧船の船着き場とセブンイレブン内浦店の間)の海がとても汚れています。 海藻がかなり育ってしまい、そこにゴミが絡み付いて、陸からは掃除しようもない状態になっており、海藻の臭いだと思われる悪臭もしますし、見た目にも悪く、海中清掃をしていただけないかと思っています。 ラブライブサンシャインの効果もあり、ここ最近はこのあたりを訪れる観光客も増えていきますし、その方達に「沼津は綺麗だった～」って思ってもらえるよう清掃をお願いします。ぜひ、ご検討をお願いします。</p>	<p>日頃海岸の清掃を行っていただいているとのことで、重ねて御礼申し上げます。 ご連絡いただきました現場を、7月24日と25日に確認しました。 24日には、ゴミが海藻に絡まり、海面を浮遊している状況を確認し、また海水浴シーズンでもあることから、市職員によるゴミの回収作業を実施する予定でしたが、25日にはゴミが海面からなくなっている状態でした。 これは、潮の満ち引きや風等の自然現象によるもので、ゴミの状況が日々変わることから、海面を漂うゴミを回収することは難しい状況であると認識しています。 今後も海面のゴミの状況には注視し、近隣の漁協とも協力し対応を検討していきたいと考えております。 ご意見にありますように、沼津を訪れた方々に「沼津は綺麗だったな」と思ってもらえるような景観にすることは大切ではございますが、一方で、藻場は、魚介類の産卵場や稚魚・稚貝の生育場、餌場、隠れ場所として機能し、さらにアワビ・サザエ・ウニなどの重要な漁場となっております。 当該海域は、近隣漁業者の漁場となっており、生態系の保全のためにも欠かすことができないものですので、ご意見のありましたような海藻の除去については、漁業関係者とも相談を行いながら、対応を検討していきます。</p>	水産海浜課

平成29年6月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
6月12日	6月21日	<p>たばこのポイ捨て禁止について たばこのポイ捨てが、あちこちで見られ、火事になったらどうするのでしょうか。禁止条例はあるのでしょうか。道路や駐車場、もちろん様々な場所でポイ捨ては横行しています。特に住宅が密集している道路や駐車場でのたばこのポイ捨ては、火災になる危険があります。最近、空き家や空き地もあり、枯れ枝・枯草・ゴミ等が放置され、状況は昔からすれば、火災になりやすいと思われます。 最近、仕事場で喫煙がうるさくなる会社もあり、道路や駐車場でのポイ捨ては、さらに増えている気がします。条例がないなら作ってください。あるなら教えてください。そして注意看板もください。注意しても注意しても道路や駐車場に平気で大量に捨てているのです。火災がとても心配です。</p>	<p>ポイ捨て禁止について、お答えいたします。 たばこの吸い殻に限らず、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」旨を規定しています。 それでも、吸い殻やごみのポイ捨てなどが多いことから、市では、たばこの吸い殻を含め、ごみのポイ捨て等を禁止する「沼津市まちをきれいにする条例」を制定しています。 この条例は、市には地域の美化について周知・啓発や指導を行うこと、市民には家庭外で出したごみを持ち帰ること、事業者には、缶、ペットボトルなどの散乱を防ぐため回収容器を設置すること等、行政、市民、事業者が協働して環境美化に取り組む旨定めたものです。 なお、看板につきましては、たばこの吸い殻を含むごみのポイ捨てをしないよう啓発する看板を用意しており、自治会の要望によりお配りしていますので、お問い合わせください。</p>	ごみ対策推進課
6月12日	6月21日	<p>子持川・草刈川・観音川のごみ対策について 1.川へのごみ捨てで罰金条例はありますか。ある場合、警告看板はありますか。 2.毎日子持川・草刈川から流れてくるゴミが観音川に集中します。特に、聖隷病院前の合流地点は、石があり、そこに引っかかったりして、不衛生極まりない状況です。川の水量が少ない場合、段差をつけ、勢いをつけて流すとか、低い仕切りを設けて、仕切りを越えたら水が流れるようにするとか、様々な方法があると思います。 そこで、その応用で、仕切りの先端に熊手状のものを付けて、ごみを一時的に留め置くことをしていただき、管轄の町内が、そのごみを定期的に回収していただければ、下流に流れるごみが減少するのではないかと考えます。合流地点である観音川のごみ処理の軽減は、これにより、劇的に減少すると考えます。ごみは下流に行けば行くほど多くなり、回収も半端な量ではなくなります。各町内の自主的な声掛けだけでは、解決が難しい状況ですので、是非ご検討ください。</p>	<p>1. 川へのごみ捨てに関する罰金等についてお答えします。 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、「何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない」旨を規定し、罰金規定を設けています。 それでも、ごみのポイ捨てや飼い犬のふんの放置などが多いことから、市では、ごみのポイ捨て等を禁止する「沼津市まちをきれいにする条例」を制定しています。 この条例は、罰金の規定はございませんが、市には地域の美化について周知・啓発や指導を行うこと、市民には家庭外で出したごみを持ち帰ること、事業者には、缶、ペットボトルなどの散乱を防ぐため回収容器を設置すること等、行政、市民、事業者が協働して環境美化に取り組む旨定めたものです。なお、看板につきましては、不法投棄をした者には罰金が科せられることを表記したものや、マナーに訴える看板を用意しており、自治会の要望によりお配りしていますので、お問い合わせください。〈ごみ対策推進課〉 2. 観音川のごみ対策についてお答えします。 現在、子持川と草刈川合流地点の河床段差部に置き石があり、ゴミが引っ掛かりやすい状況がありますが、これは、河床の洗堀防止等の目的で設置したものと思われます。しかしながら、当箇所は静岡県が管理する河川であるため、県にもこのご意見を伝えてまいります。 また、子持川、草刈川及び観音川につきましては、当流域の住民で組織する「子持川水系をきれいにする会」と河川管理者である静岡県及び沼津市により、河川美化に努めているところでありますが、今後、頂いたご意見を参考にしながら、当会や静岡県と共に、ゴミの回収や軽減を図る方法を検討してまいります。〈河川課〉</p>	河川課 ごみ対策推進課

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
6月14日	6月21日	<p>歩きタバコについて 歩きタバコや自転車に乗りながらの喫煙をよく目にする。マナーが悪く、かなり離れていても受動喫煙してしまう。歩きタバコなどの受動喫煙について、市としてどう考えているか知りたい。</p>	<p>国の通達の中で、「室内又はこれに準ずる環境において、他人のタバコを吸わされることによる健康への悪影響は科学的にも明らか」であり、「健康増進の観点からの受動喫煙防止の取り組みを積極的に推進する」ものとされています。</p> <p>このことを踏まえ、沼津市では受動喫煙防止対策として、リーフレットなどを活用した様々なイベント等における啓発、FMぬまづ・フェイスブック等による情報発信、喫煙による健康障害を減らすための禁煙指導、受動喫煙の被害を特に受けやすい乳幼児の保護者を対象とした家庭内受動喫煙防止に関する個別指導等、幅広い啓発活動を行っております。</p> <p>さらに、歩きタバコなど喫煙マナーに対し、市では、喫煙のルールを明確にすることにより、清潔で快適な空間の保全を図るため、「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を制定し、今年10月1日から施行します。</p> <p>この条例で、市民及び本市を訪れる人は、道路、公園、河川など公共の屋外空間において、喫煙をしないよう努めていただくこと、駅周辺に設けられた路上喫煙重点規制区域においては指定喫煙場所を除き喫煙を禁止することを定めております。喫煙マナーの向上が図られるよう、路上喫煙の規制についても、周知啓発に努めてまいります。</p>	健康づくり課 ごみ対策推進課
6月20日	7月7日	<p>ゴミの分別について マンションの管理人(の補助)をしています。特に他市からの入居者には、沼津方式のごみの捨て方が難しいらしく、毎週プラスチック製容器包装の日は、「赤シール」が貼られていました。</p> <p>窓口事務所に伝えたところ、「ごみの出し方便利帳」を全戸分まとめていただくことができました。そのまま配っても、ボックスに廃棄する方が多そうだったので、自分で作成したポスターを貼り、ごみに対する注意喚起をしてから配布したところ、とても効果的でした。</p> <p>プラスチック製容器包装は、説明を受けないと難しいです。ライターはガスの容器と誤解している方もいました。ごみの分別に問題がある場合、1. 知ってもやらない人、2. 情報が少なく、よくわからない人の二種類だと思います。1は手強いですが、2は働きかけで、随分変わるのだと実感しました。不動産屋さんでは、ごく簡単なコピーをもらいましたが、「ごみの便利帳」を配布してくれれば良いと思います。</p>	<p>この度は、マンションにお住まいの方々に、ごみの出し方について周知していただいたとのこと、感謝申し上げます。</p> <p>作成していただいた、チラシは、プラスチック製容器包装の分別のポイントや、捨て方に迷う容器包装以外のプラスチックについて、分かりやすくユーモラスに表記しており、大変参考になりました。</p> <p>さて、「ごみの出し方便利帳」の配布についてですが、市外から転入される方には、手続きの際にお配りしていますが、事情により転入手続きをされない方もいることから、例年宅地建物取引業協会を通じ、必要な方に「ごみの出し方便利帳」を配布するよう不動産屋さんをお願いしています。このことについては、再度徹底していただくよう依頼して参ります。</p> <p>なお、本年9月を目途に沼津市のごみに関するアプリをリリースします。このアプリには、お住いの地区のごみの収集日のお知らせや品目名で分別区分を検索できる機能があるほか、ごみ・減量資源化の情報を発信する機能があります。このアプリ導入に関しては、広報ぬまづなどでお知らせしてまいりますので、お近くの方にお声をかけていただければ幸いです。</p> <p>【追伸】 プラスチック製容器包装の汚れを落とした後の水分は、ぬぐう程度で干さなくても大丈夫ですので、できるだけ燃やさず容器包装リサイクルに出していただくようお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課

平成29年4月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
4月3日	4月19日	<p>ごみの分別について 赤紙が貼られているゴミが多い。そのため、自発的にごみステーションへ看板を設置する等を行い、ごみの分別改善に努めている。</p> <p>また、昨年9月から赤紙が貼られたごみの数を調べており、目標は全ての組で1ヶタとなるよう活動していくつもりである。</p> <p>自分自身はそのような活動をしているが、行政はごみの分別改善(赤紙が貼られる数を減らす)のためにどのような対策をとっているのか。ごみの減量についてはよく聞かすが、その前にごみの分別の徹底が先ではないか。</p>	<p>ごみの分別の徹底について、お答えいたします。</p> <p>ごみの出し方につきましては、「ごみの出し方便利帳」や「ごみの年間収集計画表」の配付、ホームページやフェイスブックの活用、希望する自治会等への分別説明会の開催により、市民への周知徹底に努めているところです。</p> <p>また、沼津市に転入された方には、転入手続きの際にごみの出し方便利帳を配付し、年間収集計画表をお渡しする際は、ごみの出し方について個別に説明させていただくとともに、不動産協会等を通じて、入居者にごみの出し方のルールを徹底していただくようお願いしております。</p> <p>集積場所においては、違反ごみについて、その理由を記載したシールを貼り啓発するとともに、排出者が特定できる場合には、個別に訪問指導等も行っています。</p> <p>しかし、このような対策を講じてもお、他地区からのごみの排出や違反ごみの処理でお困りの自治会が後を絶ちません。市では、集積場所への啓発看板の支給や希望する自治会のごみ集積場所に市職員を派遣し、排出指導も行っていますので、ご相談いただければ幸いです。</p> <p>今後とも、ごみの減量や分別排出等、本市廃棄物行政にご理解、ご協力をお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課
4月5日	4月18日	<p>沼津駅喫煙所について 早く沼津駅北口及び南口交番側にある喫煙所を撤去し、駅周辺は禁煙として下さい。</p>	<p>本市では、喫煙による身体及び財産上の被害を防止するため、道路、公園、河川、海岸等、屋外の公共空間における喫煙を規制する「沼津市路上喫煙の規制に関する条例」を制定し、平成29年10月1日から、施行することといたしました。</p> <p>特に、沼津駅南北駅前広場や駅周辺道路等には「路上喫煙重点規制区域」を設け、区域内の路上喫煙を禁止いたします。</p> <p>なお、喫煙される方にも配慮し、駅南北にある喫煙スペースを指定喫煙場所として整備していくことといたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	ごみ対策推進課